

厚生労働省発薬食0710第103号
平成21年7月10日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 舩添 要一

諮問書

別紙の化学物質に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づく措置のあり方及び同法第27条に基づく技術上の指針の対象とすべき第二種特定化学物質含有製品の指定について、貴会の意見を求めます。

- 1 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩
- 2 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名PFOSF）
- 3 ペンタクロロベンゼン
- 4 r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 α -ヘキサクロロシクロヘキサン）
- 5 r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 β -ヘキサクロロシクロヘキサン）
- 6 r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）
- 7 デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0^{2, 6}. 0^{3, 9}. 0^{4, 8}] デカン-5-オン（別名クロルデコン）
- 8 ヘキサブロモビフェニル
- 9 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル）
- 10 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）
- 11 ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）
- 12 ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）